

役と會見委員は前同様手續を踏みて承諾を乞ひしに會社側は「未だ時機でない」といふ理由の下に拒絶せり。

五日「後日何分の回答すべし」とて回答を留保せる神戸製鋼所は六日午前九時半右代表者の一人賀川豊彦氏に對し「何分の回答すべし」と通知したるため同氏は同社を訪ひしに、松尾、三木の兩重役は「前日御提出あつた決議文並に覺書の趣旨が労働者に對する同情に出でられた事で至極同感であるが會社側でも斷えず會社として従業員の福利を希ひ生活の安定、其地位の向上を計る上に深慮を費しつゝあるから今回の聯合會の決議には應じ難い」と確答し、賀川氏は單に聴取したのみにして會社側が「前日提出された書類は返還する」との辭に對しては「參考として存置せられ度い。旨を述べ賀川氏は空しく同社を引取りたり。

かくして團體確認運動は全然失敗に終りたれども労働組合聯合會は此一事に依りて争議を起し又は起さんとしつゝある各部職工と全く接近することゝなれり。

十二、川崎造船所の折衝顛末

川崎造船所電氣工作部職工の組合 電正會にては七月一日午後五時より大井通附屬一四

木村錠吉氏（關西友愛會長老）別宅に委員會を催し翌一日午後二時既掲要求書を造船所に提出したり。

是より先、同工作所の職工八百二十餘名はこの日正午の休憩時間を利用して示威運動を試むべく食後七十餘名の女工を先頭に正門を繰出し、労働歌を高唱しつゝ折柄の雨中に兩傘行列を試み造船所本社附近及び各工場の表道路を練り歩き、就業時間までに工場に引揚げたり。（電氣工作工場は東出町一丁目、造船所本社は東川崎町二丁目に在り。（其の距離約二丁、但し何れも造船所の構内）斯くて會社側の承諾を得たる會見時の午後二時となるや職工側の交渉委員前田儀一、尾川林藏、兒山富太郎の三氏は附添荒井、石原外二氏及び書記として隨伴の青柿善一郎氏と共に造船所本社に出頭第三應接室に於て山本、小川、藤井の三重役立會の上永留取締役と會見せり。即ち尾川代表は「吾等職工委員の會見申込みを快く御承諾になつて御引見下さつたことを感謝します」と挨拶し「この上吾々の提出する要求に對して一應の御審議を下さることを職工一同に代つてお願い致します」と述べたる後、既記三度更改したる八箇條の要求書を朗讀し之を永留取締役の前に提出す。これに對して同取締役は「この要求は電正會として提出されるので電氣工作部職工としての要求ではないのですネ」と訊すや、尾川代表は「電氣工作部職工一同の組織してゐる電正會の要求です」と述べ。永留取締役は「電正會は會社の認めて居ない團體で、従つてその要求は社外の團體からだと見るから遺憾ながら受付けることは出来ませぬ」といふ。茲に尾川、前田、兒山の三代表は電正會と電氣工作部職工との見解に就いて永留取締役との間に押問答を重ね、結局職工側代表は然らば何れでも要求は同じだからとて電氣工作部職